

○ 会 議 録（要点筆記）

会 議 名	令和８年度 第１回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和８年６月２４日			
開催場所	基山町役場２階２０１会議室			
開閉会日時	開会	令和８年６月２４日 午後２時		
	閉会	令和８年６月２４日 午後３時１５分		
出席者並びに 欠席者 出席９名 欠席０名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	渡瀬 浩介	出	松石 英次	出
	本山 康子	出	松隈 浩	出
	牧園 綾子	出		
	品川 和子	出		
	内山 順子	出		
	鶴田 しのぶ	出		
	福永 真理子	出		
会議録署名人	渡瀬 浩介 鶴田 しのぶ 福永 真理子			

令和8年度 第1回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 会長あいさつ

皆さんこんにちは。

今年度も私は月曜、金曜は佐賀大学で授業しておりまして、それ以外は保育園で園長をしております。毎朝、天候を確認するんですが、今日は、鹿島市でレベル4が発令になっていました。新システムになって初めてです。そして、武雄市がレベル3。保育園は土砂災害レベル3になると閉園です。今日はこれ以上はないかなと安心して、大和インターから乗ろうとしたら、高速道路がトラックの横転でストップしておりました。川久保線は大渋滞、34号線も渋滞、江見線から回ってきましたけど、こういったことが起こりうるから心配です。

今、部活動の地域展開をよく耳にされるとと思います。私、佐賀県のお世話をしているんですが、基山町ももちろんずっと準備をしているところなんですが、改めて考えると、10年前は佐賀県の中学生の数は3万人台だったんですね。ところが現在は2万3,000人、そして、10年後1万8,000人、30年後1万3,000人です。中学生の人数がこれだけ減ってきているということで、私が行っている佐賀大学教育学部もどんどん学生が減ってきていて、今年度から熊本大学教育学部と共同教員養成課程で一緒にやることになりました。ハイブリッドでこっちで講義しながらそれを向こうにいる学生とやり取りする等、そんな時代になったのだなというのを改めてすごく感じています。

さて、昨年度、地域の方から組織自体についての疑問とご意見が寄せられて、そのことについて、この会で話し合っただけで提言をまとめて、松田町長に進言し、その内容をお伝えしたところ、ご理解をいただいたということを聞いております。何かあるたびに気を引き締めていかなければいけないと思います。そういう意味では、この会が昨年度、機能したという思いがありました。また、今年度も色々な課題等あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員紹介（自己紹介）

各委員自己紹介

3. 副会長、議事録署名人の選任

河野保久委員の辞任に伴い、副会長に本山康子委員が選任

議事録署名人について、鶴田しのぶ委員と福永真理子委員。以後、輪番でお願いする。

4. 基山町まちづくり推進審議会の公開・非公開について

基山町まちづくり推進審議会の公開・傍聴の承認

5. 説明事項

【会 長】次第5、説明事項について、事務局は説明をお願いします。

【事務局】次第5について説明します。

— 説明事項(1)基山町まちづくり基本条例について 説明 —

— 説明事項(2)基山町まちづくり推進審議会が行う業務について 説明 —

【会 長】ただいま事務局から次第5について説明がありました。何かご質問ありましたらお願いします。

— 意見なし —

【会 長】後ほどでも、ご質問ありましたらお願いします。

6. 議事

・令和8年度基山町協働化推進計画の策定について

【会 長】では、議事に入りたいと思います。

事務局は、令和8年度基山町協働化推進計画の策定について説明をお願いします。

【事務局】令和8年度基山町協働化推進計画の策定について説明します。

— 令和8年度基山町協働化推進計画の策定について 説明 —

【会 長】ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。

【委 員】2ページにある協働領域のイメージの中で、共助・公助は今すでに基山町でたくさんの方が活動されていると思います。この頃、防災に関しての情報番組も多く、何か自分で出来ることをしよう、何かあったときに必要なものがどれぐらいかというのを数人で勉強することにしたんです。自助という、自主的に自分の周りだけだから、強制は出来ないので多く集まらないんですが、ある程度きちんとした知識を勉強したくて、去年の暮れに町の出前講座をお願いしました。講座を開くには10人以上必要なので組合で声かけましたが、やっぱり10人集まれなかった。自助で何が出来るのか。1回大体これぐらいだろうと勉強して、資料作ったら、その次、どういう形で続けるか。半年に1回声をかけて、少しずつ内容を変えて、プリントを配り声かけ、それぐらいしかないのか。一応、協働にはなるんだろうなと思うんです。自助って意外とそんな感じなんですよ。みんなが集まってこれをしようっていうところよりも弱いんですよ。皆さんはどのような感じで活動されてるのか、お聞かせください。

【会 長】では、今のご意見に対して、委員さん方でございましたらお願いします。何か関連してございませんか。

- 【委員】昔は、女性は婦人会などの集まりでテーマを決めて話をしたり、情報交換の場があったのですが、今はそれもなく、掃除のときの単位で集まるみたいな感じです。共助になったら、区長さんや民生委員さんなど色々な役をしてる方が、その責任感でしっかりと集まってお話をされますが、自助って、協働ではあるんだけど、思ってた人が動けばみたいな、そんな感じのちょっとがっくりくるような状況があります。
- 【会長】似たような考えがあればお願いします。
- 【委員】防災委員とかそういったものは今されてるんですか。
- 【委員】いいえ。
- 【委員】組合長さんとかは。
- 【委員】しておりません。
- 【委員】そのあたりは、自治会の防災委員の方とか、或いは組合長さんと連携をとりながら、そういった出前講座受講者の募集などはされた方がいいんじゃないですか。個でやると本当に個でしか集まらないと思うんです。自助はね、自助ではあるんだけども。それをもう少し公的に持っていくには、組合長さんと連携したり、或るいは区の防災委員をされている方も巻き込んで、もうちょっと大きい単位で区の中で公民館に集まってやるというぐらいの規模でやった方が出前講座あたりは人が集まりやすいんじゃないかなと思います。
- 【委員】一人暮らしの方が増えているから、個々でこれだけは準備してた方がいい、いざというとき困るからそういうことを勉強して、自分で準備しましょうっていう話なんです。組合でスタートし、声が上がれば区長さんにお話しして、他のところにも広がっていけばいいなっていう状況です。自助っていうのは、意外とその動きを広げるのが難しいと感じてるところです。動きとしてはおっしゃるように、区長さんにお伝えして、運営委員会でもお伝えしています。ですが、もうそれ以上の動きが出来ないんです。そういうところで難しくて、皆さんはどうお考えかなっていうのを聞いてみたかったんです。
- 【会長】事務局が提案していることを訂正するというご意見ではないんですよね。
- 【委員】今のお話を聞いてて私が感じたことですが、そもそもこの自助自体がどこら辺の範疇を差し示しているのかっていうところがまず大きいのかなと思いました。今の活動の状態で、この中のところに入るっていうイメージが私の中では、まだつかないような感じです。この自助、協働というこの領域の中の自助の範疇をより私達も明確に意識しておいた方がいいのかなと感じました。
- 【委員】自助と共助の範疇はどこら辺かを聞いているのですか。それとも他の方はどんなことをしてるかを聞いているのですか。
- 【委員】自分は自助のつもりで行動してるんだけど、それが自助になるのか自助と言えるのかということもはっきりしない。
- 【委員】資料の中で、自助は自分で解決出来ること、共助は個人では解決出来ないことと書いてあるから、これに当てはまるかどうかを思うだけでいいんじゃないですか。

【委員】あくまでもこれはイメージで、自助・共助・公助というのが書いてあると思うんです。そのイメージの協働という形がこの計画の中でどういうふうに育っていくか、遂行されていくかっていうのを、この計画の中で読み取るのが、この場での審議内容かなと思います。

【会長】ありがとうございます。今のようなことで、先に行ってよろしいですか。

【委員】どうぞ。

【会長】それでは他にございますか。

— 意見無し —

【会長】よろしいですか。それでは、事務局から提案がありました、この議案については承認ということで、事務局案の案を削除していただきたいと思います。

7. 報告事項

【会長】それでは、報告事項（１）令和７年度の町民提案の処理について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】報告事項（１）令和７年度の町民提案の処理についてご説明いたします。

— 報告事項（１）令和７年度の町民提案の処理について 説明 —

【会長】ありがとうございます。では、今の報告について、何かご質問などありましたらお願いします。

【委員】防犯カメラを色々なところに設置を進めていらっしゃるようなんですが、防犯カメラのデータは、どこでどういうふうに保管・管理されていて、誰がチェックできるんでしょうか。また保管期間はどれくらいでしょうか。

【事務局】基本的に防犯カメラは、犯罪などがあった場合、警察から開示要求が出た場合にこちらから内容を渡すという形になります。防犯カメラは色々種類があり、中のSDカードみたいなものを取ってきてパソコンなどで見るという物と、古い物では現地にパソコンを持って行って繋いでその場で見るという物があります。古い防犯カメラはずっと見なければいけないので、今そういう古い物は変えています。けれども、ちょっと細かい時間を忘れましたが、ずっとデータを取ってますので、ある程度何日分か何週間分か取ったところで、それに上書きで更新をしていくというような形になります。例えば３か月前とか半年前とかのデータをその時にデータが残って確認できるかというのは、そのカメラの性能自体になりますが、基本的にはデータは上書きをしながらという形になります。データは「そろそろ１か月分を取りに行きましょう。」という形ではなく、必要なときにそのデータを

取りに行く、その時に何日から何日分のデータがあるので、それを見て確認をするというような形になります。基本的には先ほど言いましたように事故や犯罪などがあった場合、そういった部分での開示という形になりますので、「ちょっとうちの親が行方不明になったから見せて欲しい。」と言われても、役場としてはその段階でお見せすることはできません。搜索願が出て、警察の方から「情報の開示をお願いします。」という話になったときに見せるというような形が一般的だと思います。

【会 長】そうすると、基本的にデータの管理はしていないということですね。

【事務局】そうだと思います。

【会 長】いわゆるモニター室があって、そこで管理というものではないということですね。

【事務局】はい。施設や学校の防犯カメラであれば、何か所かあってそれを事務室の中で見れるというような形にはなるかと思いますが、交差点や交通事故などを検証するときの防犯カメラというのは、どこか1か所で集めて見るというのは、町がつける部分ではないと思います。

【委 員】これまで防犯カメラの情報を開示してくださいということはありませんでしたか。

【事務局】警察からはあります。例えば交通事故や、行方不明者、さっき言いましたように親が行方不明になったと搜索するとき、例えば搜索願を出された家のところから一番近い防犯カメラに映ってるか、その時に映ってるなら、どちらの方向に行ったかというのを見て、こちらに行けばまた次の防犯カメラがここにあるので、それを見てという感じで見ていくというやり方もされてます。

【委 員】防犯カメラをつけることによって、役に立っているということですね。

【事務局】そうですね。

【会 長】私が田代中の校長をしてるときは校内に6か所、鳥栖市内の中学校は全部6か所ついていました。佐賀市では、カメラをつけたいと言っても人権に関わるとかでつけてもらえなかったから、田代中に転勤してびっくりしたんですね。でもそれは、とても役に立ちました。学校でデータを管理して、半年ぐらいで処分していました。

他にございませんか。ないようでしたら、事務局は、報告事項（2）「重要な計画等」への町民参加状況について報告してください。

【事務局】報告事項（2）「重要な計画等」への町民参加状況についてご報告します。

— 報告事項（2）「重要な計画等」への町民参加状況について 説明 —

【会 長】今の報告について、何かご質問ありますか。

— 意見なし —

【会 長】特にご質問なければ、事務局は、報告事項（3）令和8年度の基山町まちづくり基金事業について説明をお願いします。

【事務局】報告事項（３）令和８年度の基山町まちづくり基金事業について説明します。

— 報告事項（３）令和８年度の基山町まちづくり基金事業について 説明 —

【会 長】ただいまの報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いします。

【委 員】補助金をもらって、その後、適正な活動が行われなかった場合、返還になりますか。

【事務局】コロナ禍のときに、活動が出来なかった分について返還していただいたことがありました。事業をしたくてもコロナ禍で出来なかった。適正な活動が行われなかったというものは、今までなかったかと思います。補助対象経費以外の部分に使っていたのがあれば、返還していただくようになります。

【事務局】申請団体は、まず、申込書類を提出します。書類の中で、事業計画や活動に必要な経費を細かく記載していただきます。それを審査会にかけ、プレゼンしていただきます。審査会では、審査委員さんから色々な質問や意見が出て、そこで推薦団体が決まり、町がまちづくり基金補助団体として決定します。基金事業の対象事業に該当しないものは審査会で通りません。今年は１団体不採択がありました。

【委 員】補助金は１年に２０万円が上限で、それを３年間受けることができますか。

【事務局】採択を受ければ３年まで補助金を受けることができます。それからまだ必要ということであれば、特例継続で３年間補助が受けられます。合計すると、補助期間は最長６年間。特例継続期間は補助金限度額が１年間１０万円です。

【委 員】補助金は申請が通ってから一括で振り込まれるんですか。

【事務局】採択後、町から団体へ決定通知書を送ります。その後、補助金の申請をし、請求書を出していただいて、それに基づき団体に振込みをします。

【委 員】支出した領収書は見せないといけなかったですね。最後に実績報告があって、そこで対象にならないものは省かれましたよね。例えばそれが２０万円に達しない場合は、返金しないといけなかったですね。

【事務局】そうです。

【委 員】こういうことがあるか分かりませんが、例えば２０万円の補助があって事業を行う。翌年も２０万円申請する予定で講師を呼びたい。そのときに、例えば今年の補助金が２０万円だから、１０万円使って翌年に１０万円繰り越して、合計３０万円の中から講師を呼びたいという場合は、相談すればできますか。

【事務局】まちづくり基金事業は、単年度の事業になってますので、例えば令和８年度の事業で申請をされた場合は、令和８年度の活動分しか使えません。団体さんによっては１年しか申請をされない団体さんもいらっしゃいます。１回申請したから３年間ずっとというわけではないです。翌年度に繰越は出来ない制度になっています。

【会 長】よろしいですか。他にございませんか。

他にご質問ないようでしたら、報告事項については以上で終わらせていただきます。

いと思います。その他について、事務局お願いします。

【事務局】次回開催日についてですが、皆様の予定から10月22日（木）はいかがでしょうか。

【会 長】では、次回の審議会を令和8年10月22日の14時から開催予定としたいと思います。

～15時15分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 7 月 21 日

会長 (氏名) 渡 頼 浩 介

委員 (氏名) 鶴 田 し の ぶ

委員 (氏名) 福 永 真 理 子